

平成 27 年 8 月 31 日

第 7 回倉吉市議会定例会議案提案理由説明

倉吉市長

それでは、ただいま上程されました諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今議会に上程されました議案は、

報告案件	3件	
決算案件	18件	
予算案件	3件	
条例案件	5件	
一般案件	2件	の合計31件であります。

まず、報告第2号 平成26年度倉吉市健全化判断比率及び平成26年度倉吉市資金不足比率についてであります。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく『健全化判断比率』である「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」の4指標と、公営企業ごとの「資金不足比率」についてご報告いたします。

本市の平成26年度決算における「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は、ともに黒字であるため、値なしとなっております。

「実質公債費比率」についてですが、これは、標準財政規模に占める公債費等の割合を直近の3カ年の平均値により示すものであり、平成26年度決算における本市の実質公債費比率は13.6%でした。平成25年度決算における値は14.7%でありましたので、1.1ポイント改善しております。これは一般会計等における公債費の元利償還金が減少したためであります。

次に「将来負担比率」についてですが、これは、地方債残高や債務負担行為残高など、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、平成26年度決算における本市の将来負担比率は125.5%でした。平成25年度決算における値は119.4%であり、6.1ポイント増加しております。これは企業誘致の促進や小中学校の耐震化に係る地方債残高の増加などによるものです。

次に「資金不足比率」ですが、水道事業、簡易水道事業、下水道事業、集落排水事業、温泉配湯事業、国民宿舎事業のいずれの会計も資金不足が生じていないため、値なしとなりました。

以上述べましたとおり、平成 26 年度決算におけるすべての健全化判断比率及び資金不足比率は基準未満となっているところでございます。

次に、報告第 3 号 議会の委任による専決処分について（工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（成徳小学校仮設校舎建設（建築主体）工事））であります。

平成 27 年 5 月 13 日第 4 回市議会臨時会で議決となった成徳小学校仮設校舎建設（建築主体）工事について、防火対策として、階段周り開口部を網入りガラスへ変更、また、仮設校舎外部で使用する道具を収納する仮物置の設置等、92 万 8,800 円増額する変更契約について、7 月 15 日に専決処分を行ったものです。

次に、報告第 4 号 議会の委任による専決処分について（損害賠償の額の決定について）であります。

平成 27 年 6 月 13 日に社保育園で奉仕作業中に、草刈機によって小石が飛び散り、駐車してあった保護者車両のバックドアガラス等に当たり、車両に損害を与えたことによる損害賠償の額の決定について、7 月 17 日に専決処分を行ったものです。

次に、認定第 1 号から認定第 17 号までの平成 26 年度一般会計及び 16 の特別会計の歳入歳出決算並びに議案第 63 号平成 26 年度水道事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定についてであります。本決算は、地方自治法第 233 条第 2 項の規定及び地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定に基づき、それぞれ監査委員の審査を受けましたので、その意見書を添えて本市議会の認定に付するものであります。

初めに、認定第 1 号 平成 26 年度倉吉市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります、

歳入決算額 293 億 7,963 万 1 千円、歳出決算額 284 億 3,692 万円、歳入歳出差引 9 億 4,271 万 1 千円であり、翌年度へ繰越すべき財源、6 億 5,546 万 5 千円を差し引いた実質収支は、2 億 8,724 万 6 千円となっております。

歳入の主なものとしたしましては、市税 56 億 9,260 万 6 千円、地方交付税 76 億 9,911 万 4 千円、国庫支出金 40 億 4,516 万 6 千円、市債 38 億 7,297 万 2 千円となっております。

また、歳出の主なものとしたしましては、民生費 92 億 2,148 万 1 千円、商工費 39 億 6,746 万 3 千円、教育費 32 億 7,755 万 5 千円、公債費 27 億 4,669 万 7 千円となっております。

平成 26 年度の経常収支比率は 93.7%となり、前年度の 90.8%から 2.9 ポイント増加しております。これは、分母となる経常一般財源等の地方交付税、臨時財政対策債等が減少し、分子となる経常経費充当一般財源等の扶助費が増加したためであります。

平成 26 年度末における財政調整基金残高は前年度末残高 18 億 5,905 万 9 千円から 2 億 9,733 万 6 千円減少し、15 億 6,172 万 3 千円となり、減債基金残高は前年度末残高 6 億 1,742 万 5 千円から 3 億 2,380 万 7 千円増加し、9 億 4,123 万 2 千円となりました。

次に、認定第 2 号から認定第 17 号までの平成 26 年度倉吉市各特別会計の歳入歳出決算の認定についてであります。

特別会計全体の合計額で申し上げますと、歳入決算額 153 億 1,152 万 6 千円、歳出決算額 151 億 7,563 万 6 千円、歳入歳出差引 1 億 3,589 万円、翌年度へ繰越すべき財源 26 万 8 千円を差し引いた実質収支は、1 億 3,562 万 2 千円となっております。

次に、議案第 63 号 平成 26 年度倉吉市水道事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定についてであります、

利益及び資本剰余金の処分については、平成 26 年度倉吉市水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり、資本剰余金では、受贈財産評価額のうち 11 万 2 千円を資本金へ組み入れし、利益剰余金では、未処分利益剰余金 14 億 5,609 万 1 千円のうち資本金へ 10 億 8,291 万 2 千円を組み入れし、減債積立金へ 500 万円、建設改良積立金へ 4,368 万 8 千円を積み立てるものであります。

次に決算については、損益勘定で収益的収入決算額 8 億 7,886 万 8 千円、収益的支出決算額 7 億 6,393 万 6 千円、収入支出差引 1 億 1,493 万 2 千円で、純利益は税抜きで 9,935 万 9 千円となっております。

また、資本勘定で資本的収入決算額 1 億 4,628 万 2 千円、資本的支出決算額 4 億 3,976 万 7 千円、収入支出差引で 2 億 9,348 万 5 千円の不足を生じることとなりましたので、その措置として、当年度分損益勘定留保資金等、所定の財源をもってこれを補てんするものであります。

次に、議案第 64 号 平成 27 年度倉吉市一般会計補正予算(第 4 号)についてであります、

本予算は、普通交付税及び前年度繰越金が明確となったこと、また、当初予算編成時から半年を経過し、その間の情勢の変化などに対応するため必要な経費について補正を行うものであります。

初めに、人件費についてであります。

早期退職者、育児休業等の退職者の増加などにより、4,500 万円余を減額しております。

次に、減債基金積立金についてであります。

地方財政法第 7 条第 1 項の規定に基づいて平成 26 年度一般会計実質収支の 2 分

の1を下らない金額を積み立てるなど、減債基金に2億5,600万円余を追加するもので、今年度末の基金残高は約12億4,400万円になる見込みであります。

次に、行政情報システム管理についてであります。

「社会保障・税番号制度」の導入に向けた情報セキュリティ基盤の強化を図るため、庁内ネットワーク構成の見直しを行い、情報漏えい対策の強化を行うもので、事業費350万円余を計上しております。

次に、ふるさと納税についてであります。

ふるさと納税の増加に伴い寄附者に対する贈呈品など1億2,800万円余を増額するものであります。

次に、地域密着型サービス施設整備についてであります。

高齢者がそれぞれの地域で暮らせる環境づくりを促進するため、第6期倉吉市高齢者福祉・介護保険計画に基づく地域密着型サービス拠点施設の施設整備を行う介護事業者を支援するもので、補助金6,900万円余を計上しております。

次に、鳥取和牛振興総合対策事業についてであります。

将来の和牛生産を担う畜産農家の育成・強化を図るため、和牛繁殖雌牛の増頭及び新規参入を行う畜産農家を支援するもので、補助金1,500万円余を計上しております。

次に、関金・山守小学校の統合についてであります。

関金、山守両小学校の学校統合に必要なスクールバス導入経費など、2,200万円余を計上しております。

以上により、補正の総額は6億3,500万円余の増額で、補正後の予算総額は、

300 億 3,493 万 8 千円となります。

次に、議案第 65 号及び議案第 66 号の平成 27 年度特別会計補正予算についてご説明いたします。

下水道事業特別会計では、人事異動に伴う人件費 450 万円余を減額し、国民宿舎事業特別会計では、グリーンスコーレせきがねの土地・建物の不動産鑑定費用 90 万円余を計上するものです。

次に、議案第 67 号 倉吉市個人情報保護条例の一部改正についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が平成 27 年 10 月 5 日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 68 号 倉吉市手数料条例の一部改正についてであります。

マイナンバー法の施行に伴い、平成 27 年 10 月から送付される通知カードなどの再交付の手数料を定めるよう、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 69 号 倉吉市特別医療費助成条例の一部改正についてであります。

鳥取県と共同で行っている特別医療費助成事業において、小児区分医療費受給者の範囲が、15 歳が 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者に拡大され、平成 28 年 4 月 1 日から施行するよう県の条例が改正されることに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 70 号 倉吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、職員の配

置基準が改められたことに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 71 号 倉吉市立小学校及び中学校設置条例及び倉吉市公民館条例の一部改正について

関金、山守の両小学校を平成 28 年 3 月 31 日に閉校した上で統合新学校を設置し、また、統合に伴う関金公民館の主たる対象区域を改めるよう所要の改正を行うものです。

次に、議案第 72 号 財産の処分についてであります。

大谷工業団地において、企業の事業拡大に対応するため、工場用地として土地を売却しようとするもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号、及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 73 号 功労表彰についてであります。

今年度の選考被表彰者は、長年にわたり、自治公民館長として地方自治の振興発展に貢献された方、市展の審査員として芸術・文化の振興に貢献された方、社会教育委員として社会教育の振興に貢献された方、学校医として保健衛生の振興に貢献された方あわせて 5 名及び市の公益、市民福祉の増進等のため、多額の金品をご寄附いただいた 3 名の方であり、倉吉市表彰条例の規定に基づき功労表彰を行うため、本市議会の同意を求めるものであります。

以上、今回提案しました諸議案につきまして、その概要をご説明いたしました。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。